

ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合 家庭内でご注意いただきたいこと ～8つのポイント～

(一般社団法人日本環境感染学会とりまとめを一部改変) 令和2年3月1日版

部屋を分けましょう

- ◆ **個室にしましょう。** 食事や寝るときも別室としてください。
 - ・子どもがいる方、部屋数が少ない場合など、部屋を分けられない場合には、少なくとも2m以上の距離を保ったり、仕切りやカーテンなどを設置することをお勧めします。
 - ・寝るときは頭の位置を互い違いになるようにしましょう。
- ◆ **ご本人は極力部屋から出ないようにしましょう。**
トイレ、バスルームなど共有スペースの利用は最小限にしましょう。

感染者のお世話はできるだけ限られた方で。

- ◆ 心臓、肺、腎臓に持病のある方、糖尿病の方、免疫の低下した方、妊婦の方などが感染者のお世話をするのは避けてください。

マスクをつけましょう

- ◆ **使用したマスクは他の部屋に持ち出さないでください。**
- ◆ **マスクの表面には触れないようにしてください。** マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外しましょう。
- ◆ **マスクを外した後は必ず石鹸で手を洗いましょう。**
(アルコール手指消毒剤でも可)

※マスクが汚れたときは、すぐに新しい清潔な乾燥マスクと交換。

※マスクがないときなどに咳やくしゃみをする際は、ティッシュ等で口と鼻を覆う。

こまめに手を洗いましょう

- ◆ **こまめに石鹸で手を洗いましょう、アルコール消毒をしましょう。** 洗っていない手で目や鼻、口などを触らないようにしてください。

換気をしましょう

- ◆ **定期的に換気してください。** 共有スペースや他の部屋も窓を開け放しにするなど換気しましょう。

手で触れる共有部分を消毒しましょう

- ◆ **共用部分**（ドアの取っ手、ノブ、ベッド柵など）は、**薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後、水拭き**しましょう。
 - ・物に付着したウイルスはしばらく生存します。
 - ・家庭用塩素系漂白剤は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認し、使用量の目安に従って薄めて使ってください（目安となる濃度は0.05%です（製品の濃度が6%の場合、水3Lに液を25mlです。））。
- ◆ **トイレや洗面所は、通常の家庭用洗剤ですすぎ、家庭用消毒剤でこまめに消毒**しましょう。
 - ・タオル、衣類、食器、箸・スプーンなどは、通常の洗濯や洗浄でかまいません。
 - ・感染者の使用したものを分けて洗う必要はありません。
- ◆ **洗浄前のものを共用しないようにしてください。**
 - ・特にタオルは、トイレ、洗面所、キッチンなどでは共用しないように注意しましょう。

汚れたリネン、衣服を洗濯しましょう

- ◆ **体液で汚れた衣服、リネンを取り扱う際は、手袋とマスクをつけ、一般的な家庭用洗剤で洗濯し完全に乾かしてください。**
 - ・糞便からウイルスが検出されることがあります。

ゴミは密閉して捨てましょう

- ◆ **鼻をかんだティッシュはすぐにビニール袋に入れ、室外に出すときは密閉して捨ててください。**その後は直ちに石鹸で手を洗いましょう。

- **ご本人は外出を避けて下さい。**
- **ご家族、同居されている方も熱を測るなど、健康観察をし、不要不急の外出は避け、特に咳や発熱などの症状があるときには、職場などに行かないでください。**

【重要】

本県新型コロナウイルス感染急拡大に伴い、児童生徒等の感染者も急増しております。については、各学校においては下記内容を確認後、早急に対応・報告をお願いいたします。

教保第834号
令和3年8月5日

各市町村教育委員会教育長
各公立幼稚園長
各小中学校長
各県立学校長
各教育事務所長

殿

沖縄県教育委員会
教育長 金城 弘昌
(公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大防止の徹底について

平素より、学校における感染症対策の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

本県においては、令和3年8月1日に緊急共同メッセージ（別添1）により、県内の感染が減少に向かうよう、全ての県民に対し2週間全力で感染対策を徹底していただくようお願いしているところではありますが、8月4日の新規感染者数は602名で過去最多を更新し、歯止めがかからない状況となっております。

については、県内公立学校は夏季休業期間中ではありますが、児童生徒等の家庭内感染防止及び本県の感染拡大防止のため、各学校は、下記の方法により、各家庭へ家庭内感染防止対策等について周知した後、所管の教育委員会へ実施報告をお願いいたします。

また、県立学校においては、部活動は8月15日まで原則休止（別添2）となっておりますが、その他、登校する必要がある場合は、地域の感染レベルに応じた感染症対策の徹底をお願いいたします。

市町村教育委員会においては、県立学校の対応を参考に、必要に応じて、所管学校（園）に対し地域の感染レベルをお示しいただくとともに、所管学校（園）において、下記の対応がなされたかどうかについて御確認いただき、県教育委員会へ報告をお願いいたします。

各教育事務所におきましては、必要に応じ助言をお願いいたします。

記

1 家庭内感染防止の周知徹底について（対象：県内全幼・小・中・高校・特別支援学校）

(1) 目的

家庭内感染防止を徹底することにより児童生徒等の健康を守る。また、県内の感染急拡大に歯止めをかける。

(2) 実施方法及び期間

① 各学校（園）は、令和3年8月10日（火）までに、学校HPに「家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント（別添3）」を掲載し、児童生徒及び保護者等に対し、家庭内感染防止方法について周知する。（HPを作成して、対応できる学校のみ実施してください。）

② 各学校（園）は、令和3年8月10日（火）までに、下記内容について、各家庭へメール等により周知する。（学校が把握している方のみで構いません。）

【文例】

〇〇学校の児童（生徒）・保護者の皆様へ

本県においては、新型コロナ感染急拡大により、子ども達の感染事例も増加しています。感染拡大に歯止めをかけ、子ども達の健康を守るために、以下について、御理解と御協力をお願いいたします。

【県立学校における確認事項】

- ・ 8月15日までは、原則、部活動は休止です。
- ・ その他、登校する必要があっても、発熱等の風邪症状がある（家族も含む）ときは登校できません。また、活動中や登下校時も基本的な感染症対策を徹底し、活動終了後はすみやかに帰宅します。友達同士の飲食は控えます。
- ・ 不要不急の外出は控えましょう。
- ・ 発熱等の風邪症状がある場合は、病院を受診しましょう。

【家庭内感染防止】

市中感染が増え、県内は外出すると誰でもどこでも感染するリスクがあるといわれています。家庭内感染防止の「8つのポイント」の詳細については、学校のHPまたは県教育委員会HPに掲載していますので御確認ください。

- ①部屋を分ける ②感染者の世話は限られた人で行う ③マスクの着用
④こまめな手洗い ⑤換気 ⑥共用部分の消毒 ⑦汚れたりネン・衣服の洗濯方法
⑧ゴミの処理方法

※〇〇学校HP :

※県教育委員会HP : <https://www.pref.okinawa.jp/edu/hoken/singatakorona.html>

県立〇〇学校、沖縄県教育委員会より

③ 各学校（園）は、令和3年8月10日（火）までに、①②の実施後、**管轄の教育委員会担当者へ実施報告**を行う。

- ・ 市町村教育委員会については、報告方法について検討し、所管学校へ周知してください。
- ・ 県立学校の報告方法について

②をメールで周知する場合

保護者へ送信する際に、下記担当へも Bcc にて同時送信を行う、または、送信済みのメールを転送する方法により御報告ください。

②をメール以外の方法で周知する場合

実施方法を簡潔に記載し、下記担当あてメールで報告をお願いします。様式はありません。

④ 市町村教育委員会は、令和3年8月12日（木）までに、全ての所管学校（園）の実施を確認し、その旨、**各教育事務所及び県教育庁保健課あてメールで報告**する。（様式はありません。）

2 県立学校の運営等について

(1) 地域の感染レベルについて

令和3年8月5日時点の県立学校の地域の感染レベルは下記のとおりとします。学校で活動を行う場合は、別紙1-1（令和3年1月6日時点）を御参照の上、対策を徹底してください。

地域の感染レベル		県立学校名
レベル3	2	77校
		下記以外の県立学校
レベル3	1	4校
		八重山・八農・八商工・八重山特
レベル2	2	2校
		辺土名・久米島

(2) 県立学校の部活動について

令和3年8月3日付け教保第816号「沖縄県緊急共同メッセージ発出に伴う「8月3日～8月15日」期間中の部活動について（通知）」（別添2）を御確認ください。

担 当 教育庁保健体育課健康体育班 大城めぐみ
電 話 098-866-2726 F A X 098-862-0472
E-mail ooshrome@pref.okinawa.lg.jp